

情報公開制度のしくみ

開かれた市政を 目指して

市ではこれまでも各課の窓口で、書類の閲覧などの情報提供を実施してきました。しかし、今までは、市民の皆さんが公文書を閲覧できるかどうかは、法律などで定められている場合を除き権利として認められたものではありませんでした。それが、この制度により「開示を請求する権利」として認められ、市は公開の義務を負うことになりました。

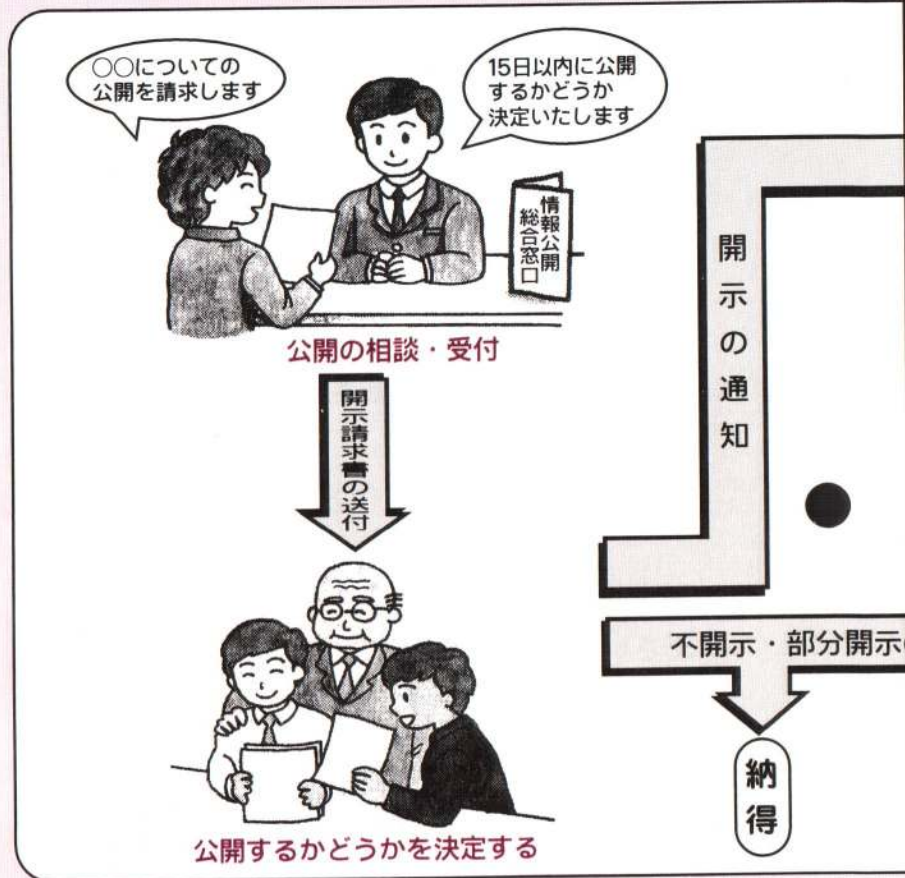
公正で開かれた市政は、市民参加によって生まれます。その実現のためには、市が持っているさまざまな情報をより多くのかたに知っていただくことが大切です。そして、市民の皆さんと行政が一体となって、開かれた市政を実現していければと思っています。



情報公開制度についての
問い合わせ先

総務課行政係

☎49-3111 (内線260)



開示の請求ができるかた

市民に限らず、だれでも開示の請求をすることができます。

開示を実施する市の機関

- ・市長が所管する部局
- ・選挙管理委員会
- ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会
- ・教育委員会
- ・監査委員
- ・公平委員会
- ・議会

開示の対象となる文書

開示を実施する市の機関で、平成10年4月1日以降に作成したり、取得したりした文書や図面など。
※それ以前の文書についてもできる限り開示します。

請求の手続きは

市役所2階の総務課、情報公開総合窓口にて備え付けの「行政文書開示請求書」に、住所、氏名、知りたいと思うことなどを記入して担当者へ提出してください。